

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第4条の規定に基づいて告示します。

平成28年12月 5日

札幌市長 秋 元 克 広



記

1 契約担当部局

郵便番号 060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課(電話011-211-2944)

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 札幌市国民健康保険料のコンビニエンスストアの収納委託業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成29年1月18日から平成32年5月31日までとする。
- (4) 入札方法 総価で行う。入札金額は、①準備業務料金(一式の金額)、②基本料金(月額単価に仕様書に示した収納事務履行月数(36ヶ月)を乗じて得た金額)、③取扱手数料金(単価に仕様書に示した取扱想定件数(1,230,000件)を乗じて得た金額)の合計金額を記載すること。また、入札内訳書を添付すること。

なお、落札決定に当たっては、入札内訳書に記載された項目ごとの金額(②基本料金は月額単価、③取扱手数料金は一件あたりの単価、単価については1円未満2桁まで記入可)に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を内訳書に記載すること。

3 入札参加資格

「仕様書」に定める業務を確実に履行できるものであって、かつ、下記のすべての要件を満たすものであること。

なお、複数事業者によるグループで参加する場合には、構成事業者のいずれもが、下記の要件を満たしていること。

- (1) 札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、次に掲げる条件に該当しない者。
 - ア 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者を除く。)等経営状況が著しく不健全な者。
 - イ 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)に基づく参加停止措置を受けている者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人であること。
- (4) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 入札書開札日の直近1年間において1期の決算における製造、販売、請負等の実績高がある者。
- (6) 平成28年4月1日現在において、引き続いて3年以上営業等を行っていること。
- (7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (8) 政令指定都市又は中核市において、過去3年間において公金の収納代行業務の実績があること。
- (9) 日本全国のコンビニエンスストアの収納代行に対応できること。
- (10) 個人情報の保護について、組織的な管理体制が取られていること。



4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ
入札説明書は平成28年12月5日(月)から下記ホームページにてダウンロード可能
http://www.city.sapporo.jp/hoken-iryo/kokuho/nyuusatsu_kokuho.html
- (2) 入札書の提出期限
平成29年1月5日(木)16時00分(必着のこと。)
- (3) 入札書の提出方法
上記1に掲げる場所に郵送により提出すること。
- (4) 入札書の開札日時及び場所
日時：平成29年1月6日(金)10時00分
場所：札幌市保健福祉局局長会議室(札幌市中央区北1条西2丁目 市役所3階北側)

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは契約保証金を免除することがある。
- (3) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法等
 - ア 落札者の決定
札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に落札候補者を落札者とする。
 - イ 入札参加資格の審査
落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査(事後審査方式)する。
落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、入札説明書に示す書類(上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。
なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。
 - ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い
上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (6) 詳細は入札説明書による。